

令和2年9月

厚生労働大臣  
加藤勝信様

一般社団法人全国銀行協会  
一般社団法人全国地方銀行協会  
一般社団法人信託協会  
一般社団法人第二地方銀行協会  
一般社団法人全国信用金庫協会  
一般社団法人全国信用組合中央協会  
一般社団法人全国労働金庫協会  
農林中央金庫

### 労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について

平素より金融界にご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、金融界は、平成28年6月に設置された金融庁の「決済高度化官民推進会議」における検討等を踏まえ、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、決済インフラの更なる高度化に向けた検討・取組みを行っております。

また、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」(2018年3月設置。以下「勉強会」という。)でも「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート」(以下「調査レポート」という。)の取りまとめ<sup>1</sup>にあたっては、貴省にご協力を賜り、あらためて厚く御礼申しあげます。

貴省におかれては、国民年金保険料の納付についてすでにペイジーを導入されている等、納付者の利便性向上や電子申告・電子納付の推進等に繋がる取組みを実施されています。こうした貴省の取組みと金融界における決済インフラの高度化への取組みとが相まって、納付者の利便性の一層の向上や収納機関および各金融機関の事務効率化(電子納付や口座振替・事務処理の電子化のペーパーレス化)に繋がる動きが、さらに進展することが期待されます。

しかしながら、労働保険料については、現行の各金融機関窓口において申告書を書

---

<sup>1</sup> 未来投資戦略2017に掲げられた「政府横断での行政手続コスト削減の徹底」等を踏まえ、税・公金収納・支払の効率化を進めるために、現在の状況を鳥瞰しつつ、既存の枠組みのなかで短期的に足元から取り組みできないことがないか、更には、新たな技術や諸外国の事例等を参考に、中長期的(～10年程度)にはどのような対応が望ましいか、意見交換等を行う官民の会合(事務局：全国銀行協会、参考URL：<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/tax-efficiency/>)。

面で受け付けている点の見直しや、マイナポータルを利用した国民年金保険料等の電子納付の実現等、電子化・ペーパーレス化を通じた効率化の余地が大きい領域が依然として残されていると考えております。

一方、足許では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められており、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議において、「新しい生活様式」が整理されたところ<sup>2</sup>です。

電子納付は納付者の制約（時間・納付窓口）なく行うことが可能であり、納付に伴う手続きをペーパーレス化することによって、人との接触を8割減らし、「3つの密」を回避することが期待できます。すなわち、電子納付を推進することは、「新しい生活様式」の実践に寄与するものとなります。

また、政府の「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和2年7月17日）においては、「税・社会保険手続きのワンストップ化・ワンズオンリー化」が掲げられているところです。

以上を踏まえ、ウィズコロナの観点、そして、目下、政府で議論が進んでおります行政手続きのIT化ニーズ等の観点から、労働保険料および国民年金保険料等の電子納付の推進等について下記のとおり要望いたしますので、ご高配賜りますようお願い申しあげます。

## 記

### 1. 労働保険料の電子申告・電子納付の推進

現在、各金融機関は、労働保険関係法令により、毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受け付け、都道府県労働局に回付する事務を取り扱っている。このため、事業主は、労働保険料の納付と申告のために金融機関窓口に出向く必要があり、負担となっている。

こうした事業主の負担の軽減および利便性向上等の観点から、貴省におかれては、事業主に対して、労働保険料の口座振替の利用勧奨と併せて、電子申告・電子納付の利用を積極的に推奨していただきたい。

更に、労働保険料の電子申告、電子納付をより一層推進するためには、上記のような金融機関における労働保険料の申告書の受付・回付事務の廃止等の見直しが必要と考える。これらの事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、また、顧客（個人）情報保護の観点からも、事業主が電子申告あるいは都道府県労働局に直接申告する本来の取扱いへの変更について検討をお願いしたい。

また、電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるペイジー「ダイレクト方式」については、国税における利用が年々増加していることに加え、地方税についても地方税共通納税システムが昨年10月に稼動したことに伴い実現している。

---

<sup>2</sup> 令和2年5月4日開催の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」をご参照。

労働保険料の納付についても同方式を早期に導入いただきたい。

## 2. 国民年金保険料等の電子納付の推進

国民年金保険料、社会保険料について、口座振替を含む電子納付の推進をお願いしたい。

特に、国民年金保険料については、マイナポータルにおいて、年金・国税・地方税等に関する各種行政手続を一括的に処理できるようなワンストップ型サービスが早期に実現するよう、関係省庁間で連携のうえ、検討をお願いしたい。

## 3. 電子納付の推進・周知強化

調査レポート（2018年度）における調査結果では、納付手続において電子納付（口座振替、ペイジー等）を知らないという層が一定程度存在し、また、知っていても利用率が低調であるという状況が分かったことから、全銀協では、「暮らしのデジタル化ガイド」および法人・個人事業主向けのチラシ（以下「ガイド等」という。）を作成している。

金融界としては、貴省における電子納付の推進にあたっては、従来の活動に加え、ガイド等を年金事務所または都道府県労働局等の窓口で配布すること、ならびに貴省および日本年金機構のウェブサイトに掲載することにつき、日本年金機構とも連携し、ご協力をお願いしたい。

## 4. 預金口座振替に係る経費負担の適正化

金融機関は、かねてから各種手数料に関して、環境変化を踏まえつつ、サービスの受益者負担の観点に立って見直しを図り、サービスに係るコストの適正な負担をお願いしてきているところである。

労働保険料、国民年金保険料および社会保険料の預金口座振替については、金融機関が国に代わって行っている業務であるところ、収納の迅速化等のためのシステム投資を行ってきていることもあり、収支相償を確保出来ていないこと等から、本年4月に見直しがあった国庫事務取扱手数料も参考に、早期是正をお願いしたい。

以 上